

北日本医療福祉専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、教養の向上と人格の陶冶を図り専門知識と技能を有した優秀な人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「北日本医療福祉専門学校」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号」に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び科、修業年限並びに定員

(課程、科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
介護福祉専門課程	介護福祉科	2年	30名	60名	2学級	昼間
社会福祉専門課程	こどもマイスター養成科	2年	40名	80名	2学級	昼間
商業実務専門課程	薬業科	2年	30名	60名	2学級	昼間

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 7月20日から 8月18日まで

(4) 冬季休業 12月24日から 1月15日まで

(5) 春季休業 3月20日から 4月5日まで

(6) 学校創立記念日

第4章 教育課程、単位数(授業時数)及び単位の授与

(教育課程、単位数[授業時数])

第8条 本校の教育課程及び単位数[授業時数]は、別表のとおりとする。なお編成にあたって、教育課程編成委員会を設置し、その意見を活用するものとする。

2 別表に定める授業時数1時間は、介護福祉科においては45分とし、薬業科、こどもマイスター養成科においては50分とする。

3 各授業科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉科

- 講義 15 時間 1 単位
- 演習 30 時間 1 単位
- 実験、実習、実技 45 時間 1 単位
- (2) こどもマイスター養成科
 - 講義・演習 15 時間 1 単位
 - 実験、実習、実技 30 時間 1 単位
- (3) 薬業科
 - 講義 15 時間 1 単位
 - 演習 30 時間 1 単位
 - 実験、実技 45 時間 1 単位
 - 実習 30 時間又は 45 時間 1 単位

(単位の授与)

第 9 条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始業時間及び終業時間)

第 10 条 本校の始業時刻は午前 8 時 45 分、終業時刻は午後 4 時 45 分とする。

第 5 章 教職員組織

(教職員)

第 11 条 本校の教職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1 名
- (2) 校長代理 1 名
- (3) 副校長 1 名
- (4) 教員 介護福祉科 3 名以上 薬業科 3 名以上
こどもマイスター養成科 6 名以上
- (5) 事務職員 1 名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 6 章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第 12 条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、専修学校にお

ける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(10) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め
た者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第13条 学生の入学については、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に保証人連署のうえ、必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続きをした者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに入学金等を添え手続きをとらなければならない。ただし第28条に定める離職者等再就職訓練事業による訓練生についてはこの限りではない。

(保証人)

第15条 在学中に保証人が転居、改名、その他異動及び死亡した場合は直ちに届け出なければならない。

(転編入学)

第16条 転編入学については、定員に空きがある場合にのみ、所定の手続きを経た後に、校長がこれを許可する。なお、介護福祉科への転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び単位数(時間数)については、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に基づき取り扱うものとする。こどもマイスター養成科の転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び単位数(時間数)については、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき取り扱うものとする。

(休学、復学)

第17条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、修業年限以内とする。

(転学)

第18条 学生が転学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第20条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

(1) 介護福祉科 84単位

(2) こどもマイスター養成科 110単位

(3) 薬業科 76単位

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与、国家試験受験資格)

第21条 前条により、介護福祉専門課程介護福祉科又は社会福祉専門課程こどもマイスター養成科を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)、商業実務専門課程薬業科を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

2 介護福祉科の介護福祉士資格取得については社会福祉士及び介護福祉士法に準拠する。

3 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保

育士養成施設の修業科目教科目及び単位数並びに履修方法に従い、別表により修得しなければならない。

第7章 賞罰

(表彰)

第22条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について表彰することができる。

(懲戒)

第23条 学生が、本校の規則に違反する等、学生の本分に反する行為があった場合、校長は、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第8章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

科名	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	実験実習費		入学 検定料
			1年(年額)	2年(年額)	
介護福祉科	110,000円	600,000円	170,000円	130,000円	20,000円
こどもマイスター養成科	110,000円	600,000円	70,000円	120,000円	20,000円
薬業科	110,000円	600,000円	160,000円	170,000円	20,000円

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

3 選択コースの履修にあたっては、別途経費を徴収する。

4 第28条に定める離職者等再就職訓練事業による訓練生についてはこの限りではない。

(除籍)

第25条 授業料、その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第9章 寄宿舍

(寄宿舍)

第26条 本校の寄宿舍は、北日本カレッジ寮（以下「寮」という。）と称する。

2 寮の運営方法、使用方法等については別に定める。

第10章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

付帯事業名	期間	定員	備考
介護技術講習会	4日間	40人	年間概ね2回実施
離職者等再就職訓練事業	修業年限と同じ	入学定員を越さない人数	岩手県委託事業
実務者研修通信課程	6ヶ月	80人	

2 附帯教育事業の受講料等の必要事項は別に定める。

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行し平成 21 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。但し学費の納入については平成 26 年度入学生から適用とする。

附 則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 27 年度 4 月 1 日から施行し平成 26 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行し平成 31 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、適用については令和 6 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 16 条、第 20 条、第 21 条及び第 24 条の適用については、令和 8 年度入学生から適用し、施行の前日に入学した者については、なお従前の例による。

